

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第12条 本業務は、C I M (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

テレメータ施設改修設計業務 特記仕様事項

1. 業務目的

「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは、無線機器（テレメータ設備）を介して送信されている。よりリアルタイムに近い情報提供を可能とするためには、無線規格を国電通仕第 21 号から情報収集が短時間となる国電通仕第 54 号への移行を進める必要がある。

本業務は、機器の無線規格を移行に併せ、設置から長年経過し老朽化している機器の更新を含めた工事を実施するために必要な設計を行うものである。

2. 適用基準

本業務の実施にあたり、準拠すべき技術基準等は、共通仕様書に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 土木工事共通仕様書(徳島県)
- (2) 国電通仕第 21 号テレメータ装置標準仕様書(国土交通省)
- (3) 国電通仕第 54 号テレメータ装置標準仕様書(国土交通省)
- (4) 河川法及び関連法規(国土交通省)
- (5) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則(国土交通省)
- (6) 日本工業規格(JIS)
- (7) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (8) 電波法
- (9) 電波法関係審査基準(財団法人電気通信振興会)
- (10) その他関連規格基準

なお、これにより難しい場合には、協議によるものとする。

3. 対象施設

本業務における対象箇所は、別添のとおりにする。

4. 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務遂行の基本方針を定め、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

(2) 事前検討・現地踏査及び資料収集整理

業務範囲に関連する各設備について十分に調査を行い、現地踏査は次の内容を実

施する。

- ・設置箇所の状況確認（空中線高、周囲の状況等を含む詳細状況）
- ・電波伝搬調査（1箇所程度選定し実施）

（3）設備内容の検討

各設備の機器構成、機器仕様及び施工要領について検討する。

（4）設計図書の作成

各設備の更新内容の検討結果に基づき、工事発注に必要となる設計図書を作成する。

1）仕様書等の作成

設備更新に必要な機器及び材料の仕様並びに施工要領等について整理し、仕様書、施工計画書等を作成する。

2）設計図面の作成

仕様書、施工計画書等に基づき、設計図面を作成する。作成する図面は、以下に示す内容を標準とし、その他、工事発注する上で必要と考えられる図面についても作成するものとする。

- ・位置図
- ・平面図
- ・システム系統図
- ・機器構成図
- ・機器配置図
- ・機器外形図
- ・機器据付図
- ・配管配線図
- ・撤去に関する図面

3）数量計算書等の作成

設備更新に必要な機器及び材料の数量を集計し、数量計算書等を作成する。撤去工についても同様とする。また、作成した数量計算書等をもとに各設備の概算工事費を算出する。

（5）照査

検討条件の決定に際し、現地状況及び基礎情報を収集、反映させるものとし、検討方法及び検討手法が適切であるかの照査を行う。設計図面、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。施工時の安全性についても考慮し、基準との整合を図る。特に、構造物等の取り扱いについては十分考慮し、整合性の照査を行う。

(6) 報告書作成

業務内容を取りまとめて報告書を作成する。また、設備更新全般に関して提案があれば報告書の中に提案書として織り込むこととする。

5. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

(a) 業務着手時

(b) 中間打合せ(1回)

(c) 成果品納入時

6. 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

・報告書(A4版印刷物) 2部

・報告書概要版(A4版印刷物) 2部

・電子データ(上記一式、CD-R等の電子媒体) . . . 3部(正1部、副2部)

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない。

7. その他

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、監督員の指示に従うものとする。

(別添)

観測局名	場所
神田瀬水位局	神田瀬川水系神田瀬川 小松島市小松島町字馬場本
立江雨量水位局	立江川水系立江川 小松島市立江町字清水
田野川排水機場	立江川水系田野川 小松島市金磯町
多々羅川排水機場	吉野川水系多々羅川 徳島市新浜本町2丁目
新堀川排水機場	神田瀬川水系新堀川 小松島市小松島町字馬場ノ本
豊ノ本川排水機場	神田瀬川水系豊ノ本川 小松島市中郷町字大瀬町
多家良水位局	勝浦川水系八多川 徳島市多家良町小路地